

【重要】

「学生支援緊急給付金給付事業」について、各大学等から日本学生支援機構への対象となる学生の再々追加推薦に係る配分額をご案内させていただきます。

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 10 日

各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
各 公 私 立 短 期 大 学 担 当 課 御 中
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課

文部科学省高等教育局学生・留学生課

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）
に係る再々追加配分額等について（依頼）

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業（令和2年5月19日閣議決定）については、各大学等から累次推薦いただき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）において順次送金の手続きを進めているところです。

本事業は、特に家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による当該アルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を給付することで支援を行うものです。

このたび、1月22日付事務連絡の状況調査の結果を踏まえ、再々追加推薦を受け付けることとしましたので、以下のとおりお知らせします。各大学等におかれては、推薦の事務を進めるにあたり、十分御留意願います。

（1）再々追加配分額について

別紙①、別紙②をご参照ください。

なお、別紙②は、別メールでご連絡します。

再々追加配分額については、1月22日付事務連絡の状況調査において、過去に申請し選考外となったがその後に要件を満たした学生等がいるとご回答いただいた大学等のみ別紙②を送付致します。上記調査にご回答がなかった大学等につきましては、別紙②を送付致しませんので、再々追加配分額はございません。

再々追加推薦にあたっては、1月22日付事務連絡の状況調査にご回答いただきました学生等を推薦していただきますようお願いいたします。（新規募集は想定しておりません。）

(2) 推薦情報のエラー等の対応について

これまでの推薦において、推薦情報にエラー等が発生し、機構より照会を受けている事案については、すみやかにご回答いただきますようご協力ください。また、今回の再々追加配分に係る推薦分については、推薦情報にエラーがあった場合は3月15日(月)までに機構から各学校に照会致します。その上で、3月25日(木)までにご回答いただけない場合は、当該推薦を取り消すことと致しますので、ご承知おきください。

(参考)「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

(本件問合せ先)

<大学、短期大学、高等専門学校>

e-mail: kyuhugata-shien@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

※ メールの件名に【学校名】記載ください。

(国立大学)

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

電話：03-5253-4111 (代表)

支援第一係 (内線 3757)

支援第二係 (内線 3766)

支援第三係 (内線 3765)

支援第四係 (内線 3754)

(公立大学)

文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係

電話：03-5253-4111 (代表) (内線 3370)

(私立大学)

文部科学省高等教育局私学部私学行政課総務係

電話：03-5253-4111 (代表) (内線 2530)

(国立高等専門学校)

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話：03-5253-4111 (代表) (内線 3347)

『学生支援緊急給付金』受給対象者の推薦について

各大学等においては、事務処理要領等を確認の上、1月22日付事務連絡の調査にご回答いただきました学生等を3月1日(月)(厳守)までに、機構へ推薦ください。

※上記期限後の推薦は認められません。

※様式B「推薦リスト」を郵送する場合は、3月1日(月)必着にてお願いします。

○機構への推薦リスト提出の方法について

推薦リストの提出方法については、1次推薦、2次推薦と同様です。下記 URL をご参照ください。

機構の学校担当者用ホームページ

https://www.jasso.go.jp/shogaku_tantosh/login.html

- ・ 当該ホームページの閲覧には、以下の ID 及びパスワードが必要です。
ID：省略 パスワード：省略
- ・ 学校担当者向けのページのため、学生等にアドレス、ID等を公開しないでください。

※ 機構の貸与・給付奨学金を取り扱っていない大学等においては、添付の様式B「推薦リスト」を送付してください。(送付先等は様式をご確認ください。)

なお、機構からの給付に先立ち、大学等が立て替えて支払った場合は、様式A「銀行振込依頼書」も併せて送付してください。

※ 非課税世帯であることが判明したため、既に10万円の給付を受けた学生等に追加で10万円を給付する場合、給付額10万円として改めて推薦データを作成して推薦いただくとともに、添付の様式D「追加支給対象者報告書」を作成し、様式に記載の住所に郵送してください。

※ 1次推薦、2次推薦で多く見受けられた不備等についても、上記ホームページに掲載していますのでご確認いただき、給付金の速やかな振込みにご協力ください。